2　競争参加資格
⑴　国立大学法人滋賀医科大学契約事務取扱規則第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において平成24年度に近畿地域の「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。
⑶　購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑷　薬事法に基づいて医療機器の販売業の許可を得ていることを証明した者であること。
⑸　学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒520―2192 大津市瀬田月輪町　滋賀医科大学病院管理課病院調達係　石角　忠俊　電話077―548―2039
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成24年10月30日10時00分　滋賀医科大学医学部附属病院第三会議室
⑷　入札書の受領期限　平成24年12月７日17時15分
⑸　開札の日時及び場所　平成24年12月25日10時00分　滋賀医科大学医学部附属病院第三会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、学長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると学長が判断した入札者であって、国立大学法人滋賀医科大学契約事務取扱規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した次順位者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tadao Bamba, The President, The National University Corporation Shiga University of Medical Science
⑵　Classification of the products to be procured : 22, 31
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Virtual reality endoscopy training simulator system 1 Set
⑷　Delivery period : By 29, March, 2013
⑸　Delivery place : Shiga University of Medical Science Hospital
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　not come under Article 4 and 5 of the Regulation concerning the Contract for Shiga University of Medical Science Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
B　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2012 in the Kinki area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,
C　prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products,
D　prove to have obtained license for selling a medical instrument in accordance with the Pharmaceutical Affairs Law,
E　not be currently under a suspension of business order as instructed by The President, The National University Corporation Shiga University of Medical Science.
⑺　Time limit of tender : 5 : 15 PM 7, December, 2012
⑻　Contact point for the notice : Tadatoshi Ishizumi, Procurement Section, Accounting Division, Shiga University of Medical Science, Setatsukinowa-cho Otsu-shi 520―2192 Japan, TEL 077―548―2039

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年10月16日
国立大学法人京都大学長　松本　　紘
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　26
○第42号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　23、24
⑵　購入等件名及び数量
Ａ　高分解能平行ビームＸ線回折装置　一式
Ｂ　厨房機器　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　平成25年３月28日
⑸　納入場所　上記１⑵の件名ごとに次のとおりとする。
Ａ　京都大学産官学連携本部
Ｂ　京都大学学務部
⑹　入札方法　上記１⑵の件名ごとにそれぞれ入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第４条の規定に該当しない者であること。
⑵　入札者の競争参加資格　国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人京都大学の競争参加資格のいずれかにおいて平成24年度に近畿地域の「物品の製造又は物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。
⑶　購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑷　国立大学法人京都大学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒606―8501 京都市左京区吉田本町　京都大学財務部経理課経理調達掛　畠中　幹夫　電話075―753―2167
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成24年12月６日17時00分
⑷　開札の日時及び場所　上記１⑵の件名ごとに次のとおりとする。
Ａ　平成24年12月28日16時30分　京都大学財務部第二会議室
Ｂ　平成24年12月28日10時00分　京都大学財務部第二会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、学長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。